

まつだ 税申告のおしらせ

令和8年1月号 編集・発行 松田町役場 税務課

あなたの“申告相談必要度”をご確認ください

この表は、制度に基づき作成していますが、源泉徴収票の内容によっては、申告を必要とする場合もありますので、ご容赦ください。

スタート

令和8年1月1日現在
松田町に住所がある

いいえ
➡➡➡ 松田町への申告は必要ありません

▼
はい

収入の種類は？

- ①無収入、非課税収入
(遺族年金、障害年金、失業給付金など)
- ②公的年金収入が400万円以内
[400万円を超える場合 Cへ]
- ③給与収入
- ④上記以外の収入
(農業、事業、不動産所得、日給月給など)

▼
④

申告することで所得税の還付
を受けるまたは納付をする
[はいの場合 Cへ]
[いいえの場合 Bへ]

①
➡➡➡ 同居の家族に
扶養されている
[はいの場合 Aへ]
[いいえの場合 Bへ]

公的年金以外の所得が
20万円を超える ※参照
[はいの場合 Cへ]
[いいえの場合 Bへ]

▼
はい

②
➡➡➡ 公的年金以外に収入が
ある

医療費、生命保険料、扶養控
除などの所得控除を追加する
【源泉徴収税額が0円】

[はいの場合 Bへ]
[いいえの場合 Aへ]
【源泉徴収税額が0円以外】
[還付を受ける Cへ]

下記のいずれかに該当
①年末調整の内容に変更がある
②医療費控除などを受けたい

いいえ
➡➡➡ 給与以外の所得がある

いいえ
➡➡➡ 給与以外の所得がある

いいえ
➡➡➡ 給与以外の所得がある

下記のいずれかに該当
①給与収入が2,000万円以上
②2か所以上から給与をもらっている
※年の途中で退職や就職があり、
就職先で合算して年末調整を
した場合は除く
③勤務先で年末調整をしていない
[はいの場合 Cへ]

※源泉徴収税額により所得税の還付が発生する場合がありますので、お問い合わせください

ゴール

A 原則、所得申告は
必要ありません

B 住民税（町民税・県民税）の申告が必要
(松田町役場へ申告してください)

お勤め先から課税資料が届かなか
った場合などは、申告してい
ただくことがあります。課税資
料は保管しておいてください。

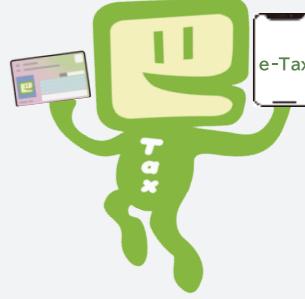
C 所得税の申告
が必要
(税務署、
松田町役場など)

申告書の提出期限は令和8年3月16日（月）

- ◆確定申告に関するお問合せ
小田原税務署 電話 35-4511（代）
〒250-8511 小田原市荻窪 440 番地
- ◆住民税申告に関するお問合せ
松田町役場 税務課 電話 83-1224
〒258-8585 松田町松田惣領 2037 番地

ご自宅からマイナンバーカードを 利用してe-Tax送信

ご自宅から、スマホ又はパソコンとマイナンバーカードを利用して、
確定申告書等作成コーナーで申告書等を作成、e-Taxによる送信（提出）
ができます。



作成コーナー

マイナンバーカードの電子証明書の
有効期限切れや失効にご注意ください。
有効期限は電子証明書の発行日から5回目
の誕生日までです。有効期限切れ等の場合
は、松田町役場町民課でお手続きください。

e-Taxに必要なもの

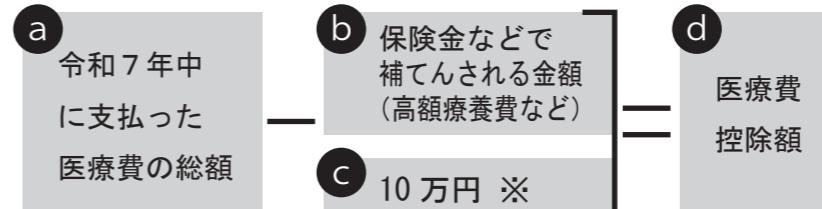
- ✓ マイナンバーカード
- ✓ マイナンバーカード読み取対応のスマホ※
(又はICカードリーダライタ)
※専用アプリ「マイナポータル」の
インストールが必要です
- ✓ マイナンバーカードのパスワード2つ
 - ① 利用者証明用電子証明書のパスワード
(数字4桁)
 - ② 署名用電子証明書のパスワード
(英数字6~16文字)

医療費控除は「医療費控除の明細書」が必要です

申告する方やその方と生計を共にする配偶者やその他親族
のために令和7年中に支払った医療費がある場合は、所得金
額から差し引くことができます。

まずは計算して医療費控除額を確認してみましょう。

領収書は自宅で5年間保存する必要があります。



※所得の合計額が200万円までの場合は所得の合計額の5%

<計算の例>

医療費 150,000円で補てん額 20,000円の場合

$$a 150,000円 - b 20,000円 - c 100,000円 = d 30,000円$$

スマホ申告での医療費控除の入力方法やe-Taxでの
申告手順については、こちらの二次元コードを読み
取り、「動画で見る確定申告」からご確認ください



「医療費控除の明細書」に記載する項目

- ①医療を受けた方の氏名
- ②病院・薬局などの支払先の名称
- ③医療費の区分（次のどの区分か）
 - 診療・治療 介護保険サービス
 - 医薬品購入 その他の医療費
- ④支払った医療費の額
- ⑤④のうち生命保険や社会保険などで
補てんされる金額（高額療養費など）

※医療を受けた方、病院・薬局ごとに
医療費を合計して記載します。
あらかじめ領収書などを整理し、計
算しておいてください。

※医療保険者から交付を受けた「医療
費通知（医療費のお知らせ）」を添付
すると明細書の記入が省略できます。

数に限りがありますので、できるだけ国税庁
ホームページからダウンロードしてください

町役場での申告用紙配布は1月19日（月）から

※医療費控除を受けるためには「医療費控除の明細書」の添付が必要です

所得税・住民税申告の相談・受付

期間 2月13日（金）～3月11日（水）※土・日・祝日を除く

場所 役場1階 1A B会議室

時間 9:00～11:00、13:00～16:00

※役場2階入口で検温を実施してからお入りください

※農業所得、不動産所得、事業所得の申告をされる方は、収支内訳書または青色申告決算書を作成しておいてください

※租税公課に固定資産税を計上される方は、令和7年度固定資産税納税通知書または固定資産課税明細書をご利用ください

※譲渡所得、住宅借入金等特別控除（1年目）、贈与税、相続税、消費税の申告相談は行えませんので、
小田原税務署をご利用ください

※予約制ではありませんが、番号札を税務課で配付していますので必ずお持ちください

※申告会場内では番号札の配付をしていません

寄地区 特設会場	月 日	時 間	会 場
	2/6 (金)	9:00～11:30 13:00～16:00	田代地域集会施設 弥勒寺多目的集会施設
	2/9 (月)	9:00～11:30 13:00～16:00	宇津茂地域集会施設
	2/10 (火)	9:00～11:30 13:00～16:00	虫沢地域集会施設 萱沼地域集会施設

※積雪等で直前に中止することがありますのでご承知おきください

※譲渡所得、住宅借入金等特別控除（1年目）、贈与税、相続税、消費税の申告相談は行えませんので、

問 税務課 町民税係 電話 83-1224

申告に必要なものは事前に整理しましょう

◆所得を証明するもの

- 源泉徴収票や支払調書

<給与や年金以外の方>

- 帳簿や経費を証明する書類、領収書、減価償却費の計算書などにより作成する収支内訳書や決算書

◆控除を証明するもの

- 生命保険料、地震保険料などの控除証明書

- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の所得税確定申告参考資料 ※圧着はがき

<公的年金から天引きの方>

- 年金の源泉徴収票 ※圧着はがき

<医療費控除を受ける方>

- 医療費控除の明細書（詳細は裏面を参照）

<障害者控除を受ける方>

- 障害者手帳、障害者控除対象者認定書

<寄附金控除を受ける方>

- 寄附金額を証明する書類

◆その他

持っていない

- 申告者のマイナンバーカード ➤➤➤➤➤➤➤➤

- 扶養親族のマイナンバーがわかるもの

- 税務署から送られた「確定申告のお知らせ」はがき

<還付申告の方>

- 本人名義の預貯金口座の口座番号などの控え など

無料 申告相談・三税申告相談

東京地方税理士会の税理士による所得税（国）の申告相談、住民税（県、市町村）の申告相談を行います（無料）。

＜相談＞

9:30～12:00 13:00～16:00（小田原市 南足柄市）

9:00～12:00 13:00～16:00（松田町）

オンラインによる事前申込をお願いします（電話

月 日	会 場
2月4日（水）	小田原市川東タウンセンターマロニエ（3階マロニエホール）
2月5日（木）	南足柄市役所（5階大会議室）
2月9日（月）	南足柄市役所（5階大会議室）
2月10日（火）	松田町役場（1階1A B会議室）
2月13日（金）	松田町役場（1階1A B会議室）

での受付は行っておりません。オンラインによる事前申込は、令和8年1月13日（火）から可能となります。一部、当日入場整理券を配付しますが、相談可能人数に達した場合は受付を締め切ります。

受付時間は各会場15時までになります。特に毎年、午前中が混雑します。

※住所地以外の会場でも利用できますが、松田町役場では、松田町の方しか相談できません

※小規模納税者の所得税・個人消費税、年金受給者ならびに給与所得者の所得税の申告（土地、建物および株式などの譲渡所得がある場合、住宅借入金等特別控除を初めて受けられる場合を除く）を対象としています

※所得額が高額な場合、住宅借入金等特別控除を初めて受けられる場合、相談内容が複雑な場合、すでに税理士に依頼されている場合は、ご遠慮ください

事前申込サイト

下記のいずれかのサイトからお申込みください

LINE 事前申込

Web 事前申込



公益社団法人 小田原青色申告会

確定申告指導会場

期 間 2月5日（木）～3月16日（月）

※土・日（2月8日、22日）・祝日を除く



来場申込 9:15～16:05



※事前に来場申込が必要
(詳細は二次元コードから)

場 所 青色会館 3階 大ホール

※個人情報保護の観点から、確定申告書を

お預かりしての税務署提出と、e-Taxでの申告については会員限定で承ります

※年金・給与所得のみの未会員の方は、会場利用料3,000円（税込）が必要です

問 (公社) 小田原青色申告会 電話 24-2611（代）

<マイナンバーカードをお持ちでない方>

次の①、②の両方が必要です。

①番号確認書類 通知カード、マイナンバー入りの住民票の写し など

②身元確認書類 運転免許証、パスポート、障害者手帳 など

問 【オンラインによる事前申込サイトの操作方法】

東京地方税理士会
電話 050-1792-4600

問 【所得税および復興所得税、消費税および地方消費税】

小田原税務署 電話 35-4511（代）

問 【住民税】

税務課 町民税係
電話 83-1224

確定申告の相談・受付

所得税および復興特別所得税・贈与税・個人消費税の確定申告会場

期間 2月16日（月）～3月16日（月）※土・日・祝日を除く

時間 【受付】8:30～16:00 ※提出は17:00まで

【相談】9:00～17:00

※確定申告会場への入場にはLINEによるオンライン事前予約が必要です

※当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、入場整理券の配付が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります

※申告書などの提出のみの場合は、小田原税務署に直接お持ちいただき、東京国税局業務センター平塚分室に郵送でご提出ください

【宛先】〒254-8534 神奈川県平塚市浅間町9番1号

東京国税局業務センター平塚分室（小田原税務署）

申告期限および納期限

所得税および復興特別所得税・贈与税

3月16日（月）

個人事業者の消費税・地方消費税

3月31日（火）

オンラインで事前発行

●LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して取得できます



●当日並ばずに事前に取得できます



友だち追加はこちらから！

問 小田原税務署 電話 35-4511（代）

注意 ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出している方が、確定申告を行う場合は、ふるさと納税の金額を寄附金控除の計算に含めて申告が必要です